

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 23 年 6 月 7 日
開会時刻	午前 9 時 59 分
閉会時刻	午前 10 時 32 分
出席委員名	◎ 佐之井久紀 ○ 吉井詩子 野口佳子 黒木騎代春 中川幸久 浜口和久 工村一三 中村豊治 宿典泰議長
欠席委員名	◎ 長岡敏彦
署名者	
担当書記	津村将彦
審議議案	行革実施計画の進捗状況について 債権回収対策室の設置について（報告）
説明者	総務部長 総務課長 総務部副参事 情報戦略局長 情報調査室長 他関係参与

審議結果並びに経過

佐之井委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「行革実施計画の進捗状況」について協議され、続いて「債権回収対策室の設置」について報告がありましたが、その概要は次のとおりでした。

開会 午前 9 時 59 分

◎ 佐之井久紀委員長

おはようございます。

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は 8 名でありますので、会議は成立をしております。

それでは会議に入ります。

本日御協議願います案件は、協議案件といたしまして、「行革実施計画の進捗状況について」、それから 2 月に 1 度報告をいただきました、協議をいたしました、報告案件といたしまして、「債権回収対策室の設置について」、以上 2 件でございます。

それでは会議に入ります。

始めに、「行革実施計画の進捗状況」について、当局から御説明をお願いいたします。

情報戦略局長。

●森井啓情報戦略局長

おはようございます。

本日は委員の皆様方、何かと御多忙のところ、総務政策委員協議会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件につきましては、ただいま委員長から御案内いただきましたとおり、「行革の実施計画の進捗状況」について、及び報告案件ではございますけれども、「債権回収対策室の設置」についての 2 件でございます。

詳細につきましてはそれぞれ、担当室長等から御説明申し上げますので、なにとぞよろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

それでは、行財政改革大綱実施計画の平成 22 年度進捗について、お手元の資料 1 に基づきまして、御説明申し上げます。

始めに、大変恐縮ではございますが、資料の訂正をお願いいたしたいと存じます。

訂正箇所につきましては、資料の 6 ページでございます。「ふるさと応援寄付金の獲得」の中段でございますが、その年次計画の平成 22 年度実施結果の欄でございます。

上から 2 行目、3 行目に「クレジットカードによるふるさと応援寄付金」の実績を、全体、51 件・1 千 604 万 8 千円、うちクレジット、6 件・15 万円と表記しておりますが、これを、全体といたしまして 52 件・1 千 605 万 8 千円、うちクレジット 7 件・16 万円に訂正いたしますようにお願ひいたします。お手数をおかけいたしまして、大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

クレジットが 7 件で、16 万円でございます。

それでは、昨年 12 月に第二次伊勢市行財政改革大綱を策定いたしましたが、この最大の目標であります「市民満足度の向上」を達成するために、実施計画におきましては、「財政改善」、「情報戦略」、「効率化」の 3 つの柱と、それに連なります 12 の基本方

針に基づきまして、64項目の具体的な取り組みを行っているところでございます。

本日の資料は、実施計画の平成22年度末での進行状況、及び今後の予定等をお示ししたものでございます。全体の進捗状況といたしましては、全64項目中、予定以上に進捗しているものが4項目、予定どおり進捗しているものが54項目、一部または全部の進捗に遅れ等があるものが6項目でございます。

本日御協議いただきますのは、5ページから20ページに掲載しております、総務政策委員会所管の28項目でございます。この全体といたしましては、28項目中、予定以上に進捗しているものが1項目、予定どおり進捗しているものが25項目、進捗に遅れ等があるものが2項目でございます。

なお、総務政策委員会所管の項目については該当はございませんが、本資料中で年次計画欄等にアンダーラインの記してある項目につきましては、表記の変更を含め、計画の変更をいたしておるものでございます。

それでは、本日は進捗度合が「予定以上に進んだもの」、「遅れがあるもの」等について御説明申し上げます。

始めに8ページの下段をご覧ください。

「人件費の削減」でございます。

本件につきましては、定員管理計画に基づきまして、職員削減を中心とした人件費の削減、及び時間外勤務を削減することによりまして、総人件費を削減しようとするものでございます。

平成22年度につきましては、36人の職員数削減、及び時間外勤務の対前年比10パーセント削減ということで計画しておりました。結果につきましては、44人の職員数削減、及び1パーセントの時間外勤務の削減となりました。

職員数につきましては、計画を達成しておりますが、時間外勤務につきましては、資料にも記載しておりますように、子ども手当支給事務、国勢調査事務など、事務量の増加に伴い、計画数値を達成することができませんでした。

今後とも引き続き、業務改善等によります事務の効率化に努めることによりまして、時間外勤務の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に18ページ下段をご覧ください。

「市民向けの予算・決算情報の充実」について御説明申し上げます。

すみません、13ページでございます。申し訳ございません。13ページ下段でございます。「市民向けの予算・決算情報の充実」について、御説明申し上げます。

本件につきましては、行財政運営の透明化を図るため、当市の予算・決算をわかりやすく情報発信するものでございます。

計画におきましては、平成22年度にわかりやすい予算情報として「ことしの予算」を作成いたしまして、23年度に決算情報として行政活動報告書の内容を改訂して情報発信することをしておりましたが、行政活動報告書につきましては22年度に前倒しして実施したところでございます。

今後とも行財政運営の透明化を図るため、引き続き情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に 17 ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

「検査業務に関する規則、要綱等の見直しと整理」についてでございます。

本件につきましては、工事検査に関する規則、要綱等例規を整理いたしまして、監督員が情報共有できるようにするものでございます。

計画におきましては、序内のライブラリに掲載されていないものを掲載するといたしておりましたが、結果といたしましては、一部掲載することができなかつたというものでございます。

今後につきましては、これらを全て掲載しますとともに、例規の見直しを行い、現状に即したものに改めていくよう取組んでまいりたいと考えております。

以上、行財政改革大綱実施計画の平成 22 年度進捗状況について、御報告申し上げました。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

ただいま当局のほうから行革の進捗状況ということで、総務政策委員会所管の部分、いわゆる予定通り進んでいる部分、前倒しちゅうんですか、されどる部分、ちょっと遅れるという 3 通りの報告がございました。

何か本件につきまして御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

ちょっと何点か教えてください。

1 つは 14 ページ目のですね、公共施設に関する情報の整理というところなんですが、この行財政改革という立場でいきますとですね、財政的には伊勢市としてはなかなか見通しが今後もつきにくいと、厳しいというふうに常におっしゃってみえるわけですけれども、そういった中でこの公共施設に関する基礎的な情報の整理ということに留まらずですね、これからは今までのようですね、一定の年数が来たら建て替えるというのが、望ましいことは望ましいんですけども、今の財政状況、或いはその環境問題からもですね、建て直すに伴って例えば廃材ですね、これがやっぱり処理するっちゃうことになると、環境にも負荷がかかるとか、いうような立場から、その公共施設の寿命をですね、長寿化するという、そういうことがいろんな自治体で進められてますね。

で、伊勢市としてはそういう観点からも行財政改革をおっしゃるならば、…大きく前へ進めていくようなことが必要ではないかなと。新しいものは気持ちもいいですけども、それだけでこれからやってけるかと言ったら、そうではないという観点からですね、そういう点でどうなののかということをちょっと 1 点、伺いたいんですが。

◎佐之井久紀委員長

室長。

●江原博喜情報調査室長

委員さんのおっしゃるとおりでございまして、この整理事業につきましては、そういうところも見据えた上で、まず情報を整理させていただきまして、例えば将来的に少子化が進んでいく中で、今までの施設の更新が必要なのか。

それと、あと耐震化とかですね、老朽化とかもございますので、それらを全て更新していくのか、財政状況もございますので、それらも含めた上でいろいろ市民の方、職員の方にも考えていただけるようなことで整理していきたいというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

分かりました。

そういう方向も見据えて今、進めているということなんですが、そういう点で言いますとですね、いろんな材料も要るんですわ。例えばその基本情報ということで、公共施設の台帳って言うんですかね、そんなんも要るようになってくると思います。

それから情報をただ、受身で受け取るだけやなしにですね、その施設をどういうふうにうまく管理していくかっていう観点も必要やと思うんですわ。今、伊勢市はこの行財政改革の一環としてどんどんそういう施設の管理をアウトソーシング化することをばんばんやっとるわけですね。

で、請負会社からしてみれば、儲けるために仕事もやっとるわけですから、そういう建物のメンテナンスについてですね、関心の度合いっていうのは、市の職員として、全体の奉仕者としてですね、いかに大事にこの建物を使っていくか、上手に使っていくかっていうこととは若干ずれが出てくる面もあると思うんですわ。

そういう意味では定数管理計画をですね、目標達成に向かってですね、今までどおり進むっていうのがね、本当にトータルに見て財政的にも、或いは市民のサービス向上にとっても、環境に対してもですね、ええのかどうなかつていうことは、そういう利潤追求型の発想とは違う、そういう考え方が必要になってくると思うんです。

そういう点でも若干、矛盾が今までの路線とは出てくる面があるかと思うんですが、そういう点についてちょっとトータルにどういうふうに考えてみえるのか、ちょっと大事な点ですので教えていただきたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

ただいまの委員さんのお言葉にありました、定数管理の部分とちょっと外れるか分かりませんが、今回のこの今、御指摘いただいております公共施設に関する情報につきましては、ただいま室長が申し上げましたとおり今ある公共施設、特にこれは箱物を想定をいたしておりまして、これが300棟くらい、300施設、400棟くらいのことを想

定しながら今、現状の把握、それから今後どうしていくべき施設なのかということを今後、時間をかけて整理をしていきたいというふうに考えております。

その中では、先ほど指摘がございましたように、当然ながら残していくなければいけない施設につきましては耐久、耐久じゃない、年度が来たもんで単純に更新するというよりも、長寿命化ができるように今の時点で手を入れていくことをどのように考えていくかということも含めて、考えていかないかんのかなと思っております。

その中で、今非常に関心が高くなってきておりますけれども、環境問題ということも含めて、当然ながらトータル的にどうしていくべきかということを、時間をかけて整理をしていきたいというふうに考えております。

その定数問題につきましては、先ほど施設の管理につきましてアウトソーシング、指定管理という話をいただきましたけども、あくまでこれは施設の管理に対する手法でございますので、その中で、その施設を根本的にどのような格好の管理をしていくかというの、アウトソーシング、指定管理におきましても、指標の中できっちり書き込めるのではないかなと、そのように考えております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そういう中で、アウトソーシングしますと日常的にその施設に接しとる人と、帳面づらでですね、本庁における人が見とっても分からん部分が出てくると思うんですけど、そういう点も今、局長がおっしゃられたそういう観点で十分できるというふうにお考えなんでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

情報戦略局長。

●森井啓情報戦略局長

ただいま御指摘いただいた部分につきましては、指定管理ということで、指定管理者さんに何年間かの間、その施設を管理いただくとなった時に、役所の職員が直営で見ておるその時と、職員が常に接しておる施設の状況と、指定管理者さんが見ていただいとる部分で、なんちゅうのか差異が出てこないのかという話でございました。

そのへんのところにつきましては、あくまで先ほど申し上げましたように、施設を適正に維持管理していくための手法ということで、指定管理、もしくは外部委託の一部切り出し業務委託、そのへんも含めて検討しておる部分でございますので、あくまで市の職員が常に接しておらなければ、その施設の管理状況が適切に回っていかないところまでは言えないと思いますので、そのへんのところは管理のあり方も含めて適切に対応していく手立てがあるのではないかというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それでは 15 ページのコスト集を出していただいたっていうことに関してですが、このコスト集の項目ですね。どのような基準で選ばれたのかということを教えていただきたいんですが。

と言いますのは、行政の方も当然のこととして考えてみえると思うんですが、コストがかかってもその事業は必要であるものはやるんだということは当然の前提としてやるならば、この項目の選定基準いかんによってはですね、市民に「こんなに金がかかってるんか」ということですね、その事業の必要性も否定しかねんような、そういう意見も出るようなことがないんかという点で、ちょっと懸念してるんですが、そのコスト集に挙げられている項目の選定基準は、どのような基準で挙げたんですか。

◎佐之井久紀委員長

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

コスト集につきましては、市で事業をやっておりますが、事業単位ということではなく、身近に市民の方が感じていただけるような行政サービス単位ということで、これにつきましては、情報調査室で狙ってしとると言うよりは、各課にいろいろ照会をかけさせていただきまして、初めての取組みでございますので、手挙げをしていただいて、出していただいたところを今回、試行的にというか、公表させていただいたということでございます。

先ほどの、お金がかかっとるからというふうなことでございますんで、これにつきましてもコスト集にちょっと但し書きのような形で、お金がかかっとるからやめるとか、いうふうなもんではなくて、市民の方が決算情報とかっていうふうな公表させていただいておりますが、そのへんでは感じていただけないというか、身近に感じていただけるような形のものということで、出させていただきました。

だからお金がかかっとるからやめるとか、いうふうなことを意図に出しておるものではないということでございます。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

私は、情報公開は大いに結構なことだと思います。そのことを踏まえてお願ひしたいと思います。

それから 17 ページの窓口業務の民間委託の検討について、ちょっと教えていただき

いんですが、この22年度、情報収集をしたというふうに、研究したっていうふうになっておるんですが、この情報収集した自治体名、或いはその自治体数と事例の内容について、ちょっと教えていただきたいんですが、別に後で資料としていただいてもよろしいんですけど。委員長、御判断をお願いしたいんですが。

◎佐之井久紀委員長

分かる。室長。

●江原博喜情報調査室長

後で資料をですね、提供させていただくということでおろしいでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

黒木さん、それでよろしいですか。

○黒木騎代春委員

はい。

◎佐之井久紀委員長

そうしてください。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この窓口業務を、これもまあアウトソーシングしていこうということなんですが、この窓口業務というのは最も公務性、専門性、総合性が求められる業務だというふうに、私は伺ってます。直接市民と接する最前線の、市役所の部隊やということでものすごい大事な部署やと思います。

そして職員には全体の奉仕者として、責務と高度な守秘義務が課せられているからこそ、住民が安心して自らのプライバシー情報を明らかにして、申請や相談を行うということだと思います。

やはりその一定の経験がないとですね、来訪した住民が何を求めているのか、何が必要なのかをじっくりと聞きただす中で、担当業務以外でも利用できるサービスを紹介し、権利の行使を手助けしていくことだと思います。

単にさばくという、そういう手馴れた手法ですね、この窓口業務でこなせるということではないというふうに思うんです。それぐらい大事な業務だと思うんですが、それをですね、この民間事業者が業務を行っていくっていう方向にするのはですね、相当慎重でなきゃいかんというふうに思うんです。

そういうことがあるからこそ、事前に情報収集し調査して研究したんだと思いますが、そういう点についてどんな考え方なんかっていうことを教えてください。

◎佐之井久紀委員長

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

委員さんおっしゃるようなことだと思います。

そのへんも踏まえまして、情報調査を行いまして、適正に窓口業務を委託いたしましたが、行われていくような形で調査、研究をいたしているというところでございます。

で、民間委託につきましては、そのようなことが起こらないような形で、ちゃんとしていくかなければいけないというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

そういうふうにまあ、問題が起こらんようにというふうにおっしゃるんですが、なかなかそうはいかないっていうことがね、実際の今の制度の中ではあるというふうに思います。

新基準というのが出されたようですけれども、どこまでが民間に託していいのかどうなのか、民間事業者が業務を行う1つは、官署内に市町村職員が常駐するなど、適切な管理の確保、個人情報保護などを条件に基準では挙げられると。

それからもう1つは、労働者派遣法の遵守も条件に加えられているということの中でですね、これは1つは民間の職員だけど公権力の行使はできないから、いろんな判断をする必要があるから、必ず職員が、それができる職員がおるところでないといかんということと、もう1つは、労働者派遣法に違反してはならないということなんですが、この2つは非常に矛盾すると思うんです。

現場の最前線の民間の会社の人はですね、判断できないから、例えば伺うとしますやん。そやけど、労働者派遣法に違反しないためには、その人に直接指示や指図をしてはならんという関係なんですね。

これはもう相反することがですね、この中に含まれるとるわけで、その中で絶対できるわけないという、そういうふうに考えるのが常識だと思うんですが、そのへんについてはどういうふうにお考えですか。

◎佐之井久紀委員長

室長。

●江原博喜情報調査室長

おっしゃるとおりでございまして、そのへんも含めましてですね、どのような、法的な制約をクリアと言うか、そういうところも他市の事例もございますので、調査をいたしまして、適正な形で取り組んでいきたいなというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

法的に触れないようにということで、抜け道、脱法的にですな、するということいろいろな自治体で問題になっとるちゅうことを私は指摘させていただいて、終わりたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

工村委員。

○工村一三委員

ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。

私も15ページのコスト集の作成のことで、お聞きしたいんですけど、このコスト集中のですね、行政サービスの中の4ページに、基本的な設定について、コスト集に係る設定についてというところがございます。

で、1番の全体的条件というのがございまして、ここで人件費に対する考え方を述べられております。それと(4)のところの正規職員の人件費ということで、基本的な考えが述べられておりますけど、このコスト集の人件費に関しては、これを見せていただいておる限り、例えば人件費、総務、或いは共通事務相当分は対象外としているというふうに(4)のところで書かれております。

これをコストに反映しなかった理由と、それから管理職等のコストはどのように考えられているのか、このコスト集の中に反映されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎佐之井久紀委員長

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

職員の人件費につきましては、市の人件費の平均額ということで計算させていただいておりまして、共通事務相当分ということで、これも入れるかどうかというふうなことでいろいろ議論をさせていただきましたが、本来的には入れるべきということなんですが、概ねの、概ねと言うか大まかな形で今回、示させていただいておりまして、今回示させていただいたコストに対する影響額というか、それについて、それほど大きく影響するものではないということできちんと判断させていただきました。

で、今回は総務であるとか人事であるとか、そういうふうな部分の共通経費ということについては、除かしていただいたというふうなところでございます。

◎佐之井久紀委員長

工村委員。

○工村一三委員

管理職の費用はどなんですか。

◎佐之井久紀委員長

室長。

●江原博喜情報調査室長

管理職の経費も、人件費も含めて全体の人件費ということで出さしていただいております。

◎佐之井久紀委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

基本的には私は入れるべきやというふうに考えております。実際、そやなけりや過小評価になっていく可能性があります。

例えば平均人数、ここで試算された人員数に対して必然的に総務とか、俗に言う間接…の金額というのは分かりますから、それで平均を出せば必ずここへ載ってくると思うんです。

ですから、非常に過小評価な形で市民にアピールしとるなというふうな印象を受けました。

今後、私は入れるべきやと思いますけど、その点どうでしょう。

◎佐之井久紀委員長

情報調査室長。

●江原博喜情報調査室長

今回は試行的にということで、出させていただきましたが、今後、22年度以降、作成していく時にそのへんも踏まえまして、作成していきたいなというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長

工村委員。

○工村一三委員

最後にしますけど、そうしますと残業等、特殊手当とかそういうふうなのは一応含まれているわけですか。

◎佐之井久紀委員長

室長。

●江原博喜情報調査室長

それも全て含んでということでございます。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

はい。他に発言もないようありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

次に「債権回収対策室の設置」についてでございますが、当局から報告してください。副参事。

○奥野やす子総務部副参事

それでは、「債権回収対策室の設置」について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

滞納処分一元化の実施につきまして、2月2日の総務政策委員協議会において御報告申し上げたところでございますが、その具体策について関係各課と協議を行った結果、業務の開始日を7月1日とし、部署名につきましては、前回の協議会で御指摘がありましたことから再度検討し、委員からも御意見のありました債権回収対策室として、滞納処分の一元化にかかる業務を開始する予定で、諸準備を進めることといたしました。

組織体制といたしましては、職員4名と嘱託職員2名の計6名で、本庁舎の1階、課税課と収税課の間に設置いたします。

取り扱う債権は、資料の「4 取扱債権」のとおり国民健康保険料、一部税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料等、下水道事業受益者負担金等、及び市税でございます。

具体的な業務の概要といたしましては、まず、各公課を所管する課におきまして、移管候補者を抽出し、移管最終催告書を送付。その後、市税等収納特別対策委員会での選定を経て、債権回収対策室へ滞納者の徴収業務を移管し、債権回収対策室で一元的に滞納処分を行ってまいります。

悪質滞納者と生活困窮者との区別につきましては、各公課所管課での抽出、市税等収

納特別対策委員会、及び債権回収対策室での処理のそれぞれの段階において滞納者の状況を精査し、各々の状況に応じた対応を行ってまいります。

今年度は実施初年度でありますので、処理件数が見込めない状況ではありますが、1件でも多く未収金を回収していきたいと考えております。

今後、各所管課におきましても、さらなる収納努力を行っていき、債権回収対策室と連携、協力のもと、未収金対策に全身全霊で打ち込んでいく所存でございます。

以上、「債権回収対策室の設置」について御報告申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

◎佐之井久紀委員長

はい。それでは、本件につきまして、どなたか御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

以上で御協議願います案件は全て終わりましたので、協議会を閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎佐之井久紀委員長

はい。異議なしと認めます。

それではこれをもちまして、総務政策委員協議会を閉会をいたします。

閉会 午前 10 時 32 分